

渡航情報（危険情報）に関するご案内

2009.10.14
(国名は50音順)

アゼルバイジャンに対する渡航情報（危険情報）の発出（2008/05/09）

- 下記以外のアゼルバイジャン全域（首都バクーを含む）
：「十分注意して下さい。」（継続）
- ナゴルノ・カラバフ及び同周辺のアルメニア占領地域並びにアルメニアとの国境周辺地域（アゼルバイジャン領ナヒチェバン自治共和国とアルメニアとの国境周辺地域を含む）
：「渡航の延期をおすすめします。」（継続）

アルメニアに対する渡航情報（危険情報）の発出（2009/08/18）

- アゼルバイジャンとの国境周辺地域
：「渡航の延期をおすすめします。」（継続）
- 上記を除く地域（首都エレバンを含む）
：「十分注意して下さい。」（継続）

ウクライナに対する渡航情報（危険情報）

現在、危険情報は出ておりませんが、最新スポット情報や安全対策基礎データ等を参照の上、安全対策に心がけてください。

ウズベキスタンに対する渡航情報（危険情報）の発出（2008/12/16）

- フェルガナ、ナマンガン及びアンディジャン各州のタジキスタン及びキルギスとの国境付近の山岳地帯（キルギス領内の飛び地ソフ及びシャヒーマルダンを含む）
：「渡航の延期をお勧めします。」（継続）
- アフガニスタンとの国境周辺
：「渡航の延期をお勧めします。」（継続）
- フェルガナ、ナマンガン及びアンディジャン各州（タジキスタン及びキルギスとの国境付近の山岳地帯を除く）
：「十分注意してください。」（引き下げ）
- 上記を除く地域（首都タシケント市を含む）
：「十分注意してください。」（継続）

カザフスタンに対する渡航情報（危険情報）

現在、危険情報は出ておりませんが、最新スポット情報や安全対策基礎データ等を参照の上、安全対策に心がけてください。

(裏面へつづく)

渡航情報（危険情報）に関するご案内

2009.10.14
(国名は50音順)

キルギスに対する渡航情報（危険情報）の発出（2007/08/03）

- 首都ビシュケク市
：「十分注意してください」（継続）
- バトケン州全体（ウズベキスタン及びタジキスタンの飛び地を含む）並びにオシュ州及びジャラル・アバード州のウズベキスタン及びタジキスタン国境付近
：「渡航の延期をお勧めします。」（継続）
- オシュ州（国境付近及びオシュ市を除く）
：「渡航の是非を検討してください。」（一部引き下げ）
- オシュ州オシュ市及びジャラル・アバード州（国境付近除く）
：「十分注意してください」（引き下げ）
- イシククリ州、チュイ州、タラス州、ナリン州
：危険情報解除（引き下げ）

グルジアに対する渡航情報（危険情報）の発出（2009/08/10）

- 南オセチア自治州及びその周辺地域、アブハジア自治共和国及びその周辺地域並びにロシアとの国境周辺地域（パンキン渓谷付近を含む）
：「退避を勧告します。渡航は延期してください。」（継続）
- 上記を除く地域（首都トビリシ市を含む）
：「十分注意して下さい。」（引き下げ）

中国に対する渡航情報（危険情報）の発出（2008/05/21）

- チベット自治区
：「渡航の延期をおすすめします。」（継続）
- 青海省、甘粛省、四川省、アフガニスタン国境付近
：「渡航の是非を検討して下さい。」（一部引き上げ）

渡航情報（危険情報）に関するご案内

2009.10.14
(国名は50音順)

ベラルーシに対する渡航情報（危険情報）の発出（2008/10/22）

- ベラルーシ南東部
：「十分注意して下さい。」（継続）

☆詳細については、下記の内容をよくお読みください。

1. 概況

(1) 治安は、他のCIS諸国と比較すると良好な状態にあります。スリや強盗、車上荒らし、置き引き等には日常から注意が必要です。

(2) 2008年7月4日、首都ミンスクの中心部で、独立記念日を祝う野外コンサート会場で爆弾の爆発があり、50人余りが負傷しました。その後、同様の事件は発生しておらず、情勢も安定しているため、首都ミンスクに発出していた「十分注意してください。」を解除します。しかし、今後も、爆弾事件が発生したことに留意の上、多くの人が集まる公共の場所及び施設等では周囲に注意をするとともに滞在時間をなるべく短くする等、安全対策をとるよう努めてください。

(3) 2008年9月28日の下院議員選挙に際し、野党勢力による集会が行われましたが、特に大きな混乱もなく、情勢は安定しています。ただし、不測の事態を避けるため、集会やデモに興味本位で参加したり、近づいたりすることは控えてください。

(4) 南東部は1986年に起こったチェルノブイリ原子力発電所事故による放射能汚染の影響が深刻な地域があります。

2. 地域情勢

2. 地域情勢

- (1) 首都ミンスク
：「十分注意してください。」の解除

2008年7月4日午後1時頃、首都ミンスクの中心部で、独立記念日を祝う野外コンサートが行われていた会場で爆弾が爆発し、一部報道によれば50人余りが負傷しました。その後、同様の事件は発生しておらず、情勢も安定しているため、同地域に発出していた「十分注意してください。」を解除します。ただし、今後も、爆弾事件が発生したことに留意の上、十分な安全対策をとるよう努めてください。特に多くの人が集まる公共の場所及び施設等では、周囲に注意するとともに、滞在時間をなるべく短くするよう心掛けてください。

- (2) 南東部：「十分注意してください。」

1986年、隣国ウクライナ（当時、ソ連邦）のチェルノブイリ（ウクライナ・ベラルーシ国境より10Km）で発生した原子力発電所事故の際、風向きの影響で放射能汚染物質の約70%がベラルーシに流されました。事故から約20年を経た現在でも放射能汚染の影響は深刻で、チェルノブイリ原発に近い南東部の一部には、強制退去地域に指定されている地域や放射能値が1平方キロメートル当たり15キュリー以上（自然界での放射能値は通常1平方キロメートル当たり1キュリー以下）の地域があり、人体に放射能被害を与える危険性がありますので、同地域に渡航・滞在を予定されている方は、健康管理や食物に十分注意してください。

- (3) その他の地域

上記（2）以外の地域には危険情報は発出されていませんが、2005年9月14日及び22日にビテブスク市（ベラルーシ北東部）で爆発があり、22日の爆発では42人が負傷する事態が起きました。政府はテロの可能性を否定しているものの、2件ともベラルーシ人民解放軍という犯罪組織が犯行声明を出しており、テロの可能性も排除できません。このため、警備の手薄な地方へ渡航される方は、このような事件に巻き込まれないよう注意してください。

(裏面へつづく)

渡航情報（危険情報）に関するご案内

2009.10.14
(国名は50音順)

3. 滞在中の注意

滞在中は、下記の事項に十分留意して行動し、危険を避けるようにしてください。また、外務省、在ベラルーシ日本国大使館、現地関係機関等から最新情報を入手するよう努めてください。

(1) 渡航者全般向けの注意

(イ) ベラルーシに入国するには査証が必要です。日本又は各国にあるベラルーシ大使館において必ず査証を取得してください。ベラルーシに入国する場合、1日当たり約15米ドルに滞在日数を乗じた金額、トランジットの場合は約68米ドル以上の金額を所持している必要があります。また、自動車でトランジットとしてベラルーシに入国する場合は、指定された国際ルート以外の通行は認められません。

(ロ) 2006年11月より出入国カードが導入されました。入国審査に当たって、記載した出入国カードを提出してください。出国部分は返却されるので、滞在中はパスポートと共に携行し、出国までなくさないよう保管してください。ただし、ウクライナやポーランドなど近隣諸国から陸路で入国する場合、出入国カードが渡されない場合があります。出国の際にトラブルになる可能性があるため、入国の際は必ず受け取るようにし、必要事項を記入の上、提出してください。なお、出入国カードは、各国のベラルーシ大使館で事前に受け取ることができます。

(ハ) ベラルーシ入国の際に、空港等で健康保険に加入する義務があります。滞在日数に応じて保険料が設定されており、現在7日間の滞在中で3.5米ドルとなっています。この保険は国内保険という考え方であるため、事前に海外旅行保険に加入している場合でも、すべての外国人はベラルーシの健康保険に加入しなければなりません。

(ニ) ロシアからベラルーシに鉄道で入国する際は国境での入国審査が事実上行われておりません。このため、鉄道で入国される方は、特に以下の点に御注意ください。

(a) ビザ：ビザを取得せずに入国すると、不法入国の容疑で連行される可能性があります。最近では鉄道でロシアからベラルーシを経由し、ウクライナに向かっていた日本人が、ウクライナへ抜ける際の出国審査でベラルーシのビザを取得していなかったことが発覚し、20日間拘束された例があります。

(b) 健康保険：健康保険も加入する義務があります。目的地に着き次第、滞在日数分の保険を保険会社（ベルゴスストラフ）で購入してください。

(ホ) ベラルーシに72時間以上滞在する場合には、入国後72時間以内に各地に点在するオビール（外国人在留登録所）において在留登録を行う必要があります。登録を行っていない場合、不法入国の疑いで連行される可能性がある上、空港で出国を許されないなどトラブルの原因となりますので、十分注意してください。登録の際には本人と身元保証人のパスポートがそれぞれ必要となります。ただし、ホテルに滞在する場合は、ホテルが身元保証人となって登録を代行しますので問題ありません。また、年間を通じ90日以上滞在する場合は、内務省から短期居住許可証を取得する必要があります。

(ヘ) 1万米ドル相当額以上の現金をベラルーシ国内に持ち込む場合は、税関申告書に金額を明記し、空港内の赤ゾーン（申告）で必ず申告してください。出国の際に未申告が明らかになった場合、全額没収の可能性があります。1リットルを超えるアルコールや、20本を超えるタバコ、6個以上の宝石及び2個以上の腕時計は課税の対象となります。

(ト) ベラルーシでは、身分証明書の携行が義務付けられていますので、常にパスポートを携行するようにしてください。滞在中、警察官等から提示を要求された際に、身分証明書を携行していない場合、不法入国等の疑いで警察署等へ連行される可能性がありますので注意してください。

(チ) ミンスク第2空港（ミンスク国際空港）は、滑走路の工事が行われているため、毎日午後11時から翌朝6時まで一時閉鎖されます。ただし、一時閉鎖の時間帯でも、時刻表に掲載されている便は運航される予定です。

(リ) 食料品の残留放射能については、ベラルーシの調査機関が危険性の有無を厳しく検査しています。そのため、現在では一般生活において過度に健康への影響を心配する必要はありません。しかし、市場の周りなどで販売されている出所の分からない食品については注意してください。

渡航情報（危険情報）に関するご案内

2009.10.14
(国名は50音順)

(2) 観光旅行者向けの注意事項

(イ) 公用語はベラルーシ語とロシア語となっていますが、首都ミンスク市を始めとする都市部で一般に使われる言葉としてはロシア語が定着しています。地下鉄や道路標識等はベラルーシ語で表示されています。最近ではホテル等で英語が通じる場所も増えつつありますが、市場や商店等ではほとんど英語は通じません。

(ロ) 公共交通機関やエレベーター等、一般人と一緒にいる場所では特に荷物や所持金に注意を払うことが必要です。比較的治安は良好とはいえ、非欧米系の外国人は町中でも目立ちやすいことを念頭に置いて行動してください。日本人がスキンヘッド・グループなどの組織的な犯罪組織の被害に遭ったとの報告はありませんが、怪しいグループを見かけた際は、目を合わさない、極力近寄らないなどの注意が必要です。

(ハ) 通貨はベラルーシ・ルーブルで、2008年10月現在のレートは1米ドル=2,110ベラルーシ・ルーブル、1ユーロ=2,840ベラルーシ・ルーブルとなっています。ホテルやデパート等に多くの両替所が設置されていますので、そこで米ドルやユーロから両替するのが一般的です。また、市内各所に設置されているATMから、VISA、Masterカードなどで現地通貨を引き出すことも可能です。トラベラーズチェックの認知度も広がりつつあり、銀行で換金することが可能となっています。ミンスク市内には日本円の両替可能な銀行もありますが、為替レートはよくありません。また、首都以外の地方都市における日本円からベラルーシ・ルーブルへの両替はほぼ不可能です。

(ニ) 近代的な医療設備の整った病院は少ないため、ベラルーシで十分な治療を受けることは期待できません。持病のある方はもちろんのこと、健康な方であっても、下痢止めや胃腸薬等を用意しておくようお勧めします。また、念のため、出国前に緊急救援アシスタントサービスが付加されている海外旅行保険に加入しておくようお勧めします。

(ホ) 衛生上、水道水はほとんど問題ありませんが、飲料には適していないので、フィルターを通して飲むか、市販のミネラルウォーターを購入されるようお勧めします。また、ミンスク郊外にある井戸水は不衛生なので飲まないでください。

(3) 長期滞在者向けの注意事項

(イ) 現地に3か月以上滞在される方は、緊急時の連絡などに必要ですので、到着後遅滞なく在ベラルーシ日本国大使館に在留届を提出してください。また、住所その他の届出事項に変更が生じたとき又はベラルーシを去る（一時的な旅行を除く）ときは、必ずその旨を届け出てください。なお、在留届の届出は、郵送、FAXのほか、インターネット（<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>）によっても行うことができます。

(ロ) 常に連絡できる体制を維持し、緊急事態時に速やかな行動がとれるよう日頃から配慮しておいてください。不測の事態が発生した場合は、すぐに在ベラルーシ日本国大使館に連絡するようにしてください。

4. なお、隣国のロシアには別途「危険情報」が発出されていますので御留意ください。

(問い合わせ先)

○外務省領事局海外邦人安全課

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 5140

○外務省海外安全相談センター

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902

○外務省 海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

<http://www.anzen.mofa.go.jp/i/> (携帯版)

○在ベラルーシ日本国大使館

住所：Pr.Masherov 23/1, 8th floor, 220004, Minsk,

Republic of Belarus

電話：(375-17) 203-6233

FAX：(375-17) 211-2169

(裏面へつづく)

渡航情報（危険情報）に関するご案内

2009.10.14
(国名は50音順)

モルドバに対する渡航情報（危険情報）の発出（2008/01/17）

- 沿ドニエストル地域（トランスニストリア）
：「十分注意してください。」（引き下げ）

モンゴルに対する渡航情報（危険情報）

現在、危険情報は出ておりませんが、最新スポット情報や安全対策基礎データ等を参照の上、安全対策に心がけてください。

ロシアに対する渡航情報（危険情報）の発出（2010/03/29）

【最新スポット情報】

ロシア：モスクワの地下鉄における連続爆発事件の発生に伴う注意喚起（2010/03/29）

1. 報道等によれば、3月29日午前（以下、時間はすべて現地時間）、ロシアの首都モスクワの地下鉄ルビャンカ駅及びパルク・クリトゥーリ駅で爆発があり、多数の死傷がでています。詳細は、次のとおりです。

（1）3月29日7時56分ごろ、モスクワ市の地下鉄ルビャンカ（Lubyanka）駅で爆発があり、ロシア非常事態省の当局者によれば、これまでに23人が死亡、20人が負傷しています。

（2）その後、8時40分ごろ、同市内の別の地下鉄駅パルク・クリトゥーリ（Park Kultury）駅（（1）の事件発生駅と同一路線。）でも爆発があり、ロシア非常事態省の当局者によれば、現在までに12人が死亡、15人が負傷しています。

2. ロシア治安当局は、この爆発の背景等詳細は不明（29日12時現在）としつつも、テロの可能性が高いとして捜査を行っています。なお、一部の報道は、今回の事件は自爆テロによるものであると伝えています。

3. つきましては、ロシアに渡航・滞在される方は、本事件が発生したことに留意し、テロ事件や不測の事態に巻き込まれることのないよう、最新の関連情報の入手に努めるとともに、公共交通機関の利用をできるだけ控える、政府庁舎や治安当局施設等テロの標的となる可能性がある場所にはできる限り近づかない、多数の人が集まる場所等においては周囲の状況に警戒するなど、安全確保に十分注意を払ってください。また、テロ事件や不測の事態が発生した場合の対応策を再点検し、状況に応じて適切な安全対策を講じられるよう心掛けてください。

4. なお、爆弾事件に関しては、以下も併せて御参照ください（パンフレットは、<http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph.html> に掲載。）。

（1）2009年6月1日付け広域情報「爆弾テロ事件に関する注意喚起」

（2）パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」

（3）パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

5. ロシアには、一部の地域に「危険情報」が発出されていますので、同情報にも御留意ください。

渡航情報（危険情報）に関するご案内

2009.10.14
(国名は50音順)

ロシアに対する渡航情報（危険情報）の発出（2009/10/13）

- チェチェン、イングーシ、ダゲスタン、北オセチア、カバルダ・バルカル、カラチャイ・チェルケスの各共和国及びスタヴロポリ地方
：「渡航の延期をお勧めします。」
(既に滞在中の方は、退避手段等につきあらかじめ検討してください。) (継続)
- 上記を除く地域（首都モスクワ市を含む）
：「十分注意してください。」 (継続)

☆詳細については、下記の内容をよくお読みください。

1. 概況

(1) チェチェン、イングーシ、ダゲスタン、北オセチア、カバルダ・バルカル、カラチャイ・チェルケスの各共和国及びスタヴロポリ地方は、武装勢力によるゲリラ的攻撃や自爆テロ事件が多数発生しており、また、治安当局も銃撃戦を伴う掃討作戦を頻繁に実施するなど、治安情勢が不安定です。

(2) ロシア当局の掃討作戦によって、チェチェン武装勢力はその指導者の多くを失いました。しかし、上記(1)の地域の情勢が安定化するには長期間を要するとみられますので、今後とも警戒が必要です。また、モスクワ市などの大都市では、引き続き地下鉄などの公共交通機関を狙ったテロが発生する可能性があります。日本人を含む外国人はこれら武装勢力の直接の標的とはなっていないとみられますが、テロ事件に巻き込まれる可能性もあります。

(3) また、上記(1)の地域に接する隣国グルジアとロシアとの間では、南オセチア及びアブハジアを巡る紛争の解決をめぐる、二国間関係の緊張が続いています。2008年8月、グルジアの南オセチア等において両国が戦闘状態に入りましたが、戦闘行為が終結して以降も、南オセチア及びアブハジア並びにその周辺地域においては、緊迫した状況が続いています。

2. 地域情勢

(1) チェチェン、イングーシ、ダゲスタン、北オセチアの各共和国

：「渡航の延期をお勧めします。」

(既に滞在中の方は、退避手段等につきあらかじめ検討してください。)

これらの地域においては、武装勢力によるゲリラ的攻撃や自爆テロ事件がこれまで多数発生してきており、民間人にも多くの犠牲者が出ています。

2004年9月の北オセチア共和国ベスラン市における学校占拠事件以降は、大規模かつ先鋭的なテロは発生していません。しかしながら、最近、特に、チェチェン、イングーシ、ダゲスタン共和国で治安機関等政府職員に対するテロが頻発しています。

渡航情報（危険情報）に関するご案内

2009.10.14
(国名は50音順)

チェチェン共和国においては、2009年4月16日午前0時をもって、1999年以来継続されてきたロシア連邦による対テロ作戦体制が解除されましたが、その後もテロが頻発しています。2009年7月26日、グロズヌィ市の800人収容可能な劇場ホール入り口付近で、ほぼ満員時に自爆テロがあり、民警職員4人、民間人2人が死亡し、4人が負傷しました。また、同年8月21日、グロズヌィ市で連続して2件の爆破テロがあり、少なくとも民警4人が死亡しました。さらに、同年9月12日、グロズヌィ市内の中学校で自爆テロがあり、警備員2人が死亡し、子どもを含む負傷者が出ました。

イングーシ共和国においては、2009年5月7日、オルジョニキゼフスカヤ村で内務省高官が車両に仕掛けられた爆弾で重傷を負いました。さらに、同年5月11日、ナズラニ市内務部の庁舎近くのゴミ箱で爆破装置が作動し、民警2人と住民1人が負傷しました。同年6月10日、同共和国最高裁判所の副長官がナズラニ市を自動車で行中に銃撃を受け死亡しました。同年6月22日、ナスイル・コルトフスク地区のカフカス連邦道路を走行していたエヴクロフ同共和国大統領の車列近くで車両が爆発し、大統領が重傷を負いました。同年8月17日、ナズラニ市の内務省の建物にトラックが突っ込み爆発し、20人が死亡、138人が負傷しました。同年9月11日、カフカス連邦道路の常設検問所に車両が突っ込み爆発し、1人が死亡し、民間人9人と警官2人が負傷しました。

ダゲスタン共和国においては、2009年6月5日、ダゲスタン内相が同省幹部の娘の結婚披露宴会場を後にし、車両に乗り込もうとした時に銃撃を受け、死亡しました。同年7月1日、マハチカラ市南方のカラブダフセント地区の線路上で1回目の爆発があり、その3時間後に捜査員が現場に到着した時に2回目の爆発があり、工兵1人が死亡しました。同年9月1日、マハチカラ市の交通警察の検問所近くで車両が爆発し、1人が死亡、13人が負傷しました。翌2日にも同じ検問所で再び自爆テロがあり、1人が死亡し、9人が負傷しました。

北オセチア共和国においては、2008年11月6日、ウラジカフカス市中心部で乗合タクシーが爆発し、12人が死亡、約40人が負傷しました。また、同月26日、同じくウラジカフカス市で、カラエフ同市市長が出勤のため自宅を出たところ、銃撃を受け死亡しました。2009年4月13日、高山地帯にあるミズル村近くで爆発があり、子ども7人が負傷し、1人が死亡しました。

つきましては、これらの地域への渡航は目的のいかんを問わず延期するようお勧めします。また、既に同地域に滞在されている方は、退避手段等につきあらかじめ検討してください。

(2) カバルダ・バルカル、カラチャイ・チェルケスの各共和国及びスタヴロポリ地方

：「渡航の延期をお勧めします。」

(既に滞在中の方は、退避手段等につきあらかじめ検討してください。)

これらの地域においては、情勢が必ずしも安定しておらず、チェチェン武装勢力によるテロが起きています。

カバルダ・バルカル共和国では、2009年2月10日、ナリチク中心部の中央市場で爆破装置が作動し民警職員1人が負傷しました。同年6月21日、当局は特別作戦で武装組織の指導者ジャブエフを射殺し、武器及び爆発物を押収しました。同ジャブエフ及びその仲間ジャシュエフは同共和国で大規模なテロ行為を準備していたとされています。

カラチャイ・チェルケス共和国では、2009年1月13日、クリムシャムハロフ共和国議会議員が駐車場で何者かに銃殺されました。

スタヴロポリ地方では、2007年12月9日、ネヴィノムィスク市でバスが爆破され、2人が死亡、11人が負傷しました。また、2009年5月19日、同地方のキスロボツク市長候補の同市長代行が爆発物により負傷しました。

つきましては、同地域への渡航は目的のいかんを問わず延期するようお勧めします。また、ロシア・グルジア国境の山岳地帯への登山のため、カバルダ・バルカル共和国を経由する方がいますが、上記の理由から、これも延期するようお勧めします。既に同地域に滞在されている方は、退避手段等につきあらかじめ検討してください。

(3) 上記を除く地域（首都モスクワ市を含む）

：「十分注意してください。」

モスクワ市では、2008年9月4日に、ドモジェドフスカヤ駅近くのカフェでTNT換算200グラム相当の爆弾が爆発、1人が死亡、約10人が負傷する事件、同年9月23日には、トゥシノ市場のカフェでTNT換算150グラム相当の爆弾が爆発し、5人が負傷する事件が発生しました。

(裏面へつづく)

渡航情報（危険情報）に関するご案内

2009.10.14

（国名は50音順）

また、同年12月20日には、ブラジスカヤ地下鉄駅近くの市場で爆発があり、女兒を含む13人が負傷しました。2009年4月14日、モスクワ市北東部の「オトラドノエ」駅近くで車両の下に仕掛けられた爆破装置が作動し、負傷者は出ていないものの車両4台が損傷を受けました。

連邦保安庁は、2009年9月5日、6日の「モスクワの日」祝賀行事へのテロを未然に防止することができたとしています。2009年9月3日に治安当局がモスクワで身柄を拘束したチェチェン人からは、爆発物を詰めたベルト、TNT火薬を隠した重い靴が発見されたほか、翌4日、チェチェンでテロ容疑者の所持品から約3キログラムの爆発物及びモスクワ行きのチケットが発見されたとされています（当該テロ容疑者は当局との銃撃戦の未死亡）。

ノヴォロド州では、2007年8月13日、モスクワ発サントペテルブルク行き急行列車が、同州内を通過中に脱線し、60人が負傷した事故が発生しましたが、爆発物によるテロの可能性が高いとみられ、捜査が行われています。

2009年4月1日、サントペテルブルクのフィンランド駅付近にあるレーニン像が爆破され、「ザレスキー遊撃戦闘隊」という組織が犯行声明を出しています。

その他、モスクワを中心に、アジア及びアフリカ系の非白人の外国人を狙った殺人事件が多数発生しています。モスクワでは、2008年中に47人の非白人が殺されています。一連の犯罪の背景には、外国人排斥を標榜する若者集団（スキンヘッド・グループ等）の存在が考えられます。このような排外的民族主義者による犯罪は頻発しており、日本人が負傷した事例もあります。一般犯罪のみならず、このような集団による犯罪に対しても引き続き注意を払う必要があります。

つきましては、モスクワ市やサントペテルブルク市等の各都市に渡航・滞在を予定されている方は、このような事情を考慮し、不特定多数の人が集まる場所への訪問や公共交通機関の利用、繁華街への外出をできるだけ控えてください。もし、こうした場所に行く必要がある場合には周囲の状況に注意を払うとともに、万一に備えて、外出先を家族や知人などに伝えるなど安全対策に十分心掛けてください。

3. 滞在に当たっての注意

滞在中は、上記情勢及び下記の事項に十分留意して行動し、危険を避けるようにしてください。

（1）渡航者全般向けの注意事項

【ロシアへの出入国に関する注意事項】

（イ）ロシアは、出入国に際しての審査が特に厳格な国です。査証の有効期間切れやパスポートの人的事項欄や査証の損傷などの理由により、ロシアへの入国又はロシアからの出国ができなくなるトラブルが発生しています。出入国関連法を含め、ロシアの国内法を遵守するようにしてください。また、ロシアを乗り換え地としてCIS諸国に赴く際、到着空港と出発空港が別であるにもかかわらず、ロシアの通過査証を取得していなかったため、乗り継ぎできなくなったトラブルも起きています。2007年12月14日より、日本航空はモスクワの乗り入れ空港をシェレメチェボ国際空港からドモジドボ国際空港に変更していることもあり、ロシア経由によるCIS諸国への渡航の際は、事前に航空会社等に対して十分確認を行って、ロシア査証を取得するか、又は査証を必要としない西欧等の乗換え地を選ぶようお勧めします。

（ロ）ロシアから出国する際には、有効な査証を所持していることが必要です。出張や観光旅行の方は、所持している査証の有効期間中に出国すれば問題はありません。しかしパスポートの盗難や紛失により査証を失った場合や入院等で当初予定していた時期までに出国できない場合には、改めて査証を取得（転記又は延長）しなければ出国できません。査証の転記、又は延長手続は、ロシア国内の保証人が行うこととなっています。インターネットなどで集客している、いわゆる「査証斡旋会社」は、転記又は延長手続に非協力的な場合が多いので、トラブルのもとになります。利用する際はご注意ください。また、万が一の際に延長手続を円滑に行えるよう、あらかじめ査証をコピーしておくことをお勧めします。

（ハ）通関規則（2006年2月改正）により、税関申告が必要とされる物品、現金等の持ち出し・持ち込み額等が定まっていますので御留意ください。以下は申告が必要な主な場合ですが、詳細については《安全対策基礎データ》を御覧ください。

渡航情報（危険情報）に関するご案内

2009.10.14

（国名は50音順）

- (i) ロシア入国時
 - ・ 携行荷物全体の価格が65,000ルーブル（約2,000米ドル。2009年10月の為替レート）以上か、又は総重量が35kg以上（但し、最初の入国日より1か月以内に再度入国する場合は65,000ルーブル及び35kg以下であっても免税にならないので、この場合は携行荷物をすべて申告することが必要）
 - ・ 外貨、ルーブル貨、トラベラーズチェック及び有価証券の合計が10,000米ドル相当以上
 - (ii) ロシア出国時
 - ・ 3,000米ドル相当以上の外貨又はルーブル貨（10,000米ドル相当以上は、申告書記入だけでなくロシアへの持ち込みを証明する税関申告書が必要）
 - ・ 10,000米ドル相当以上のトラベラーズチェック
- (二) 報道関係者（フリーのカメラマン、ジャーナリストを含む）については、「取材目的」にてロシアを訪問する場合、事前に記者登録を行い取材許可を得るとともに、「報道査証」を取得してください。また、取材用機材の持ち込みに際しては、別途登録手続が必要ですのでなるべく登録を行ってください。

【治安面での注意事項】

(ホ) 外国人を狙った犯罪としては、強盗事件や、スリ、置き引き、詐欺といった金品奪取を目的とするものが多発しているほか、外国人排斥を主張するグループ等による暴行傷害致死事件も以前にも増して多発しており、主要都市では日本人を含むアジア人の被害者も出ています。また最近、ロシア極東地域では偽造通貨が出回っており、十分な注意が必要です。詳しい犯罪手口については《安全対策基礎データ》を御参照ください。

(ヘ) テロ事件や不測の事態に巻き込まれることのないよう、最新の関連情報の入手に努め、政府関係施設、公共交通機関、大型商業・遊興施設等テロの標的となる可能性がある場所にはできる限り近づかない、大勢の人が集まる場所では警戒する、周囲の状況に注意を払う、夜間の一人歩きは極力避けるなど安全確保に十分注意を払ってください。また、テロ事件が発生した場合の対応策を再点検し、状況に応じて適切な安全対策が講じられるよう心掛けてください。

【医療事情】

(ト) ロシアにおいて入院が必要となる病気になったり、負傷したりした場合には、ロシアの病院に入院することもできますが、重度の場合、ロシア国外の医療機関への緊急移送となるケースがほとんどです。この場合、極めて高額な費用を要しますので、事前に海外旅行保険に加入するよう強くお勧めします。最近、高齢者の方の観光旅行が増えていますが、食事や気候の変化から体調を崩し、入院される例が多くみられます。健康管理にも十分配慮し、無理な日程での旅行は避けるようにしてください。

【到着通知】

(チ) 外国人がロシアにおいて3日以上（ただし、土・日・休日を除く）同じ場所に滞在する場合（永住者は7日以上）には、到着後3日（永住者は7日）以内にその地の移民局機関に到着通知をしなければなりません。手続は、郵便局において「到着通知書」を提出して行います。ホテルに宿泊する場合は、チェックイン後直ちに、ホテル側にパスポートと出入国カードを提出することでホテルが手続きを行い、到着通知書の半券が外国人に返却されますので、必ず確認してください。半券が返却されるまでには通常一両日を要しますが、ホテルにパスポートを預ける必要はありません。ホテルではなく、個人宅等に宿泊する場合は、ロシア国内の居住地（実際に宿泊する住所）又は勤務地の住所を通知します。居住地住所で通知する場合は、家主（アパート等賃貸物件の場合）が、また、勤務地住所で通知する場合は、ロシア国内の勤務先の代表者が、それぞれ当該外国人のパスポート、出入国カード等持参の上、郵便局にて手続を行うことになっています。また、退去（出張等一時的な出国も含む）の場合は、当該外国人の退去（出国）後2日以内に、通知手続を行った者が、郵便局に到着通知書の半券を返却して抹消手続を行わなければなりません。ホテル宿泊の場合は、チェックアウト時に同通知書の半券をホテルに返却します。

（裏面へつづく）

渡航情報（危険情報）に関するご案内

2009.10.14

（国名は50音順）

- (リ) 到着通知を巡ってロシア当局とのトラブルが発生しています。トラブルをできるだけ回避するため、(a)到着通知は速やかに行う（ホテルに宿泊する場合は、ホテル側に手続義務があります。）、(b)通知済みの半券を常時パスポートと共に携帯する、(c)ロシア在住者が出張等により一時的にロシアから出国する際も確実に抹消通知をする、(d)ホテルをチェックアウトした後も出国時まで到着通知の写しを所持する等の対応を確実に行うようにしてください。

【その他】

- (ヌ) 滞在中はパスポートを常時携帯することが必要です。ロシアでは、警察官による職務質問が頻繁に行われ、身分証明書の提示を求められますが、パスポートの不携帯又は到着通知の不履行のために警察署に連行されたり、罰金として金銭を脅し取られたりする事例（警察官が罰金として現金を要求することは認められていません）が主要都市で発生していますので、《安全対策基礎データ》を参照の上、注意してください。なお、盗難被害に遭わないよう、パスポートの携行に当たっては肌身から離さず所持する等十分な注意が必要です。
- (ル) ロシアでは、出入国カードの制度が導入されています。入国審査の際に半券が切り取られますが、残った半券は出国の際に必要なになりますので、紛失しないよう注意してください。
- (ロ) ロシアでは、2009年5月22日に初の新型インフルエンザ感染患者が確認され、その後も同国内での感染の広がりが報じられています。当地に旅行・滞在される方は感染症関連情報（http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/sars.asp）に御留意ください。なお、現在ロシアでは、新型インフルエンザ発生が確認された全ての国・地域からの到着便搭乗者を対象とした検疫検査が実施されており、日本からの到着便もその対象とされています。
- (2) 長期滞在者向けの注意事項
- (イ) 現地に3か月以上滞在される方は、緊急時の連絡等に必要ですので、到着後遅滞なく在ロシア日本国大使館又はロシア国内の日本国総領事館に「在留届」を提出してください。また、住所その他の届出事項に変更が生じたとき又はロシアを去る（一時的な旅行を除く。）ときは、必ずその旨を届け出てください。なお、在留届は在留届電子届出システム（ORRネット、<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>）による登録をお勧めします。また、郵送、FAXによっても行うことができますので、その場合は滞在される場所の近くにある在ロシア日本国大使館又は日本国総領事館に送付してください。
- (ロ) 外出の際には、身の周りの安全に十分注意してください。可能な限り夜間の外出は控える、外出の際は複数人で行動するなどして、犯罪に巻き込まれないようにしてください。また、携帯電話を携帯するなど連絡手段を確保するようにしてください。
- (ハ) 「渡航の延期をお勧めします。」の危険情報が発出されている地域に滞在されている方は、不測の事態に備え、食料、飲料水等を備蓄しておくとともに、パスポート、貴重品、衣類等をいつでも持ち出せるよう準備しておき、さらに、退避手段等についても常時確認しておくようにしてください。
4. なお、隣接するアゼルバイジャン、カザフスタン、グルジア、ベラルーシ、中国及び北朝鮮に対し、別途各々「危険情報」を発出していますので、これら情報にも御留意ください。

渡航情報（危険情報）に関するご案内

2009.10.14
(国名は50音順)

(問い合わせ先)

- 外務省領事サービスセンター（海外安全担当）
住所：東京都千代田区霞が関2-2-1
電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902
- 外務省領事局海外邦人安全課（テロ・誘拐に関する問い合わせを除く）
住所：東京都千代田区霞が関2-2-1
電話：（代表）03-3580-3311（内線）5140
- 外務省領事局邦人テロ対策室（テロ・誘拐に関する問い合わせ）
住所：東京都千代田区霞が関2-2-1
電話：（代表）03-3580-3311（内線）3100
- 外務省 海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>
<http://www.anzen.mofa.go.jp/i/>（携帯版）
- 在ロシア日本国大使館
住所：Grokholsky Pereulok 27, Moscow, Russia
電話：（7-495）229-2550、229-2551
FAX：（7-495）229-2555、229-2556
ホームページ：<http://www.ru.emb-japan.go.jp/>
- 在ウラジオストク日本国総領事館
住所：Ulitsa Verkhne-Portovaya 46, Vladivostok, Primorsky Krai, Russia
電話：（7-4232）26-7502,26-7513, 26-7481
FAX：（7-4232）26-7541
ホームページ：<http://www.vladivostok.ru.emb-japan.go.jp>
- 在サンクトペテルブルク日本国総領事館
住所：Nab. Reki Moiki 29, Sankt-Peterburg, Russia
電話：（7-812）314-1434
FAX：（7-812）110-6970
ホームページ：<http://www.st-petersburg.ru.emb-japan.go.jp>
- 在ハバロフスク日本国総領事館
住所：Ulitsa Pushkina 38A, Khabarovsk, Khabarovsky Krai, Russia
電話：（7-4212）32-64-18、32-69-07
FAX：（7-4212）32-72-12
ホームページ：<http://www.khabarovsk.ru.emb-japan.go.jp>
- 在ユジノサハリンスク日本国総領事館
住所：Lenin St. 234, 5th Floor, Yuzhno-Sakhalinsk, Sakhalinskaya Oblast, Russia
電話：（7-4242）72-60-55、72-55-30
FAX：（7-4242）72-55-31
ホームページ：<http://www.sakhalin.ru.emb-japan.go.jp>

☆上記は、外務省の海外安全ホームページからの抜粋です。お客様におかれましても、外務省の渡航情報等ご参照の上、現地情報にご留意ください。

・外務省海外安全ホームページ <http://www.pubanzen.mofa.go.jp>

弊社でも上記ホームページの全文をお渡しできます。

・外務省 TEL:03-3580-3311（代表）